

在宅、認知症に手厚く

介護報酬 特養は減額

厚労省

事などの事情に応じ、柔軟に利用できるようにして、家族らの負担を軽くする。

改定に合わせた見直しで、特養の相部屋代として月額470円、月額だと1万4100円前後を8月から入所者に求める。低所得者は免除する。

介護職員は仕事の厳しさに賃金が見合っていないとされ、離職率が高い。厚労省は、25年に250万人の介護職員が必要だが、現状では30万人不足すると推計している。

厚生労働省は6日、社会保障審議会の分科会を開き、2015年度から3年間の介護保険の各サービス料金を決めた。事業者に支払う介護報酬の改定率を全体で2・27%減とする中、認知症や介護の必要性が高い高齢者でも地域で暮らし続けられるよう、訪問介護など在宅支援に手厚く配分。人手不足の解消に向け、職員の賃金が1人当たり平均月1万2千円上がるよう「処遇改善加算」を拡充する。（4面に関連記事）

報酬引き下げは、年10兆円に膨らむ介護費用の伸びを抑える狙い。在宅に比べると施設サービスの下げ幅が大きく、特別養護老人ホーム（特養）では多くの事業者が減収となる。

特養は厚労省調査で利益率が高かったため、基本的な料金を5%超引き下げる。職員を増やすなどサービスの質を高めれば報酬の水準を維持できるが、多くの事業者にとってはハードルが高い。その場合、利用者負担は軽くなる。

分科会では委員から「サービスの質が下がる」などの懸念が出た。訪問介護は、中重度の要介護の高齢者が日帰りでも入浴介助などを受ける通所介護

介護報酬 介護サービスを提供した事業者を支払われる対価の公定価格で、原則3年に1度見直される。利用者負担は1割が基本。残りを国や地方の税金と、40歳以上が支払う保険料で半分ずつ賄っている。報酬を上

げるとサービス充実が期待される一方で、利用料や保険料、税金の国民負担も増加する。2015年度改定で報酬を2・27%引き下げると、国民負担が年約2400億円抑制できると財務省は試算している。

2015年度介護報酬改定のポイント

- 高齢者が在宅で生活できるように要介護の高齢者が支えられるよう在宅支援に重点
- 認知症や中重度の要介護の高齢者が在宅で生活できるように地域重点
- 人手不足の解消に向け、職員賃金が1人当たり平均月1万2000円上がるよう「処遇改善加算」を拡充
- 平均単価は2.27%引き下げ
- 在宅に比べ施設サービスの下げ幅が大きく、特養は多くの事業者が減収に
- 特養の相部屋代として8月から月1万4100円前後を求め

2/1
福井

介護報酬改定

利用者負担こう変わる 主なケース

2015年度の介護報酬改定で、サービス提供事業者に支払われる単価は全体で平均2・27%引き下げられる。ただ在宅支援などには報酬が上積みされるため、サービス内容によっては、利用者の負担が軽くなるとは限らない。厚生労働省の試算を基に、主なケースを検証した。(利用者の自己負担は1割、都市部以外に居住と仮定) 一面に本記

		現在	改定後
訪問介護	要介護2の平均ケース	3,820円	4,004円
通所介護	要介護3の平均ケース	10,170円	10,005円
特別養護老人ホーム	要介護5多床室	30,300円	29,670円 [8月からは28,170円+部屋代14,100円]
	要介護5ユニット型個室	31,530円	30,720円
24時間地域巡回型サービス	要介護3	19,136円	19,992円

※厚労省試算を基に作成、金額は1カ月(30日)の利用者負担

介護報酬改定による利用者負担への影響

訪問介護
要介護2の人が利用する平均的なサービスは、入浴や食事、移動の手助けといった身体介護(20分以上30分未満)が月7回、家事などの生活援助(45分以上)が月8回で、現在の負担額は月3820円だ。改定後にはサービスの単価が下がるが、事業者が職員の

特別養護老人ホーム(特養)
全面的な介護が必要な要介護5の人が、食事の栄養管理や、夜勤の職員、看護師の配置などに取り組んでいる定員50人の施設で暮らすケースを考える。

通所介護
要介護3の人が事業所でケアのほかに、日常生活を送るための自立訓練も受ける場合に、8時間のサービスを月10回利用すれば現在の負担額は月1万170円だが、改定後は月1万5円に減る。

多床室(相部屋)に入居する場合のサービス利用料は月3万300円だが、改定後には月2万9670円に減額となる。ただ8月以降は、これまで介護保険で賄われていた部屋代が利用者負担となるため、サービス利用料の月2万8170円に加え、月1万4100円が必要だ。(低所得者は月1万5円に減る。)

一方、今回の改定では認知症の人や、より手厚いケアが必要な中重度者を多く受け入れる場合の加算が新設された。要介護3で、認知症の人が同じサービスを利用すると、負担額は月1万1097円に増える。

医療や介護が必要になっても自宅で暮らせるよう、高齢者の自宅を介護スタッフが1日に複数回訪問する仕組みだ。今回の改定ではさらに普及させるため、医師、看護師、介護事業者が連携する態勢を整えれば、報酬を加算できるようにした。

いずれの場合も、これまで通りに光熱費や食費などの生活費が別途かかる。

要介護3の人は現在、月1万9136円を負担しているが、こうした加算や、職員の処遇改善を加味した場合に、負担額は月1万9992円となる。

サービス内容によって増減

24時間地域巡回型サービス
10人程度を一つのグループにして、個室と食堂や浴室などの共用スペースを併設したプライバシー重視の「ユニット型個室」では、利用料が現在の月3万1530円から月3万720円となる。

医療や介護が必要になっても自宅で暮らせるよう、高齢者の自宅を介護スタッフが1日に複数回訪問する仕組みだ。今回の改定ではさらに普及させるため、医師、看護師、介護事業者が連携する態勢を整えれば、報酬を加算できるようにした。